

項目	内容
商品名	おまとめフリーローン
ご利用いただける方	下記の条件をすべて満たす個人の方。 (1) お借入時の年齢が満20歳以上満69歳以下の方（ただし、最終ご返済年齢が75歳以下） (2) 安定・継続した収入が得られる方（パート・アルバイトも可）、またはその配偶者の方 ※年金収入のみの場合は対象外です。 (3) お住まいまたはお勤め先の居住地が当行本支店の営業地域内にある方。 (4) 保証会社（アイフル株式会社）の保証が得られる方。
お使いみち	自由（ただし、事業性資金を除く）
お借入金額	10万円以上500万円以内（1万円単位）。
お借入期間	10年以内（または返済回数120回以内）
お借入利率	年3.9%～年14.9%の範囲内で決定されます。（固定金利・保証料含む） ※お借入利率は、審査結果により当行で決定させていただきます。
ご返済方法	
ご返済日	毎月6・16・26日のいずれか（休日の場合は翌営業日）
ご返済方法	お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、約定返済日にご指定預金口座から自動振替により、利息とともにご返済いただきます。 イ. 元利均等返済（毎月） ロ. ボーナス時増額返済併用（年2回） ※ただし、ボーナス時増額返済による返済元金総額は、貸出金額の40%以内（1万円単位）とします。
担保・保証人	担保は不要です。当行所定の保証会社（アイフル株式会社）をご利用いただきます。 （保証料は当行負担）
団体信用生命保険	「ガン保障付プラン」をご選択いただく場合は、カーディフ生命保険株式会社の「団体信用生命保険 特定疾病保障特約Ⅱ型・団体信用生命保険リビングニーズ特約付団体信用生命保険」にご加入いただけます。（告知の内容により保険にご加入いただけない場合がございます）（保険料は当行負担）
保障内容	【保障内容の詳細については<保障内容一覧>をご覧ください。】
ご留意いただきたい点	(1) ご加入いただける方は保険会社に告知書をご提出いただき、保険への加入が認められた方になります。 (2) ガンに罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合がございます。 (3) 保障開始日の前に罹患したガンについては、医師による診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。 (4) 虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金・診断給付金が支払われない場合がございます。その他にも診断給付金、保険金のお支払いには制限条件がございます。 (5) ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。
重要事項の説明について	くわしい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合（免責事項）などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。
手数料	不要
当行が契約している指定紛争解決機関	苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。 本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。 ●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
その他参考となる事項	(1) 返済額の試算をご希望の場合は、窓口にお申し付けいただくか、当行ホームページのシミュレーションがご利用いただけます。 (2) 金利情報は店頭またはちば興銀ホームページでご確認いただけます。 (3) 当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

保障内容一覧

	ガン保障	リビングニーズ特約
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険リビングニーズ特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。
ご利用いただける方	おまとめフリーローンをお借入いただく方 *ガン（悪性新生物）に罹患したことのある方はご加入いただけません。 *ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。 告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。	
保障内容	特約の責任開始日以後、生まれて初めて悪性新生物（ガン）に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※「上皮内新生物（上皮内ガン）」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。	医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合に、債務残高相当額が保険金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。
保障期間	ローンご契約期間（ただし、保障の開始日にご注意ください）	
保障の開始日	ローン実行日より91日目。 ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日。 ローン実行日を責任開始日として、この日より保障が開始されます。
保障が終了する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・満82歳のお誕生日に達したとき ・ローンのご契約者でなくなったとき 	
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	